

「グルメ菊池」認定ロゴマーク使用要領

1. 趣旨

本要領は、「グルメ菊池認定」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保し、普及を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

ロゴマークは、グルメ菊池認定要綱に基づいて認定された飲食店等(以下、「グルメ菊池認定店」という。)及び広報媒体等において使用されることで、本市の農林畜産物等を使用したグルメを中心とした地域活性化を振興することを目的とする。

3. デザイン及び提供方法

(1) デザイン

ロゴマークのデザイン及び配色については、別表のとおりとする。

(2) ロゴマークの提供

ロゴマークは、別表について提供し、JPEG形式及びPNG形式を原則とする。なお、使用する際は、提供を受けたロゴマークを加工せずに使用すること。

なお、グルメ菊池認定店においては、菊池市よりロゴマークを使用したのぼり旗及びステッカーを交付する。

4. 使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。

5. 権利

ロゴマークに関する一切の権利は、菊池市に帰属する。

6. 使用の範囲

ロゴマークの使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 「グルメ菊池認定店」を示すのぼり旗、ステッカー、標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体
- (2) ロゴマークの目的に沿って活用すると認められる者のユニフォーム、ポスター、ホームページ、封筒等の媒体
- (3) その他、周知に効果的であると期待される媒体

7. 申請の事務

ロゴマークの使用に関する事務は、菊池市経済部商工振興課（以下「商工振興課」という。）が行う。

8. 使用の申請

ロゴマークを使用する者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書に、使用内容がわかる完成見本等書類を添えて、商工振興課に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 申請者情報（氏名、所属団体、連絡先、メールアドレス）
- (2) 使用目的
- (3) 使用内容
- (4) 使用場所
- (5) 使用期間（最長1年間）
- (6) その他、商工振興課が必要と認める事項

9. 使用の許可

商工振興課は、前項の申請書を受理した時は、その内容を審査し、ロゴマークの使用の可否を判断する。使用を許可する場合には、使用許可書を交付する。また、許可には、必要な条件を付すことができる。

10. 使用許可の制限

ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、商工振興課は許可しないものとする。

- (1) 「グルメ菊池」のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、または支援するおそれがあると認められる場合
- (3) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (4) 第三者の利益を侵害するものと認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122条)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が関わる事業の場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、ロゴマークの目的に反すると認められる場合

11. 使用許可内容の変更等

ロゴマークの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該使用許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、商工振興課に使用許可内容の変更について

て申請し、その許可を受けなければならない。

12. 使用許可内容変更の許可

商工振興課は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容の審査を行い、当該変更の可否を判断する。その変更申請に係る使用許可をする場合には、使用変更許可書を交付する。

13. 使用者の順守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (2) 第3条に定めるロゴマークのデザイン及び配色を守り、改変しないこと。
- (3) ロゴマークの使用許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 使用許可を受けた事項に追加・変更が生じる場合は、速やかに申請を行うこと。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

14. 使用許可の取り消し

商工振興課は、次の各号のいずれかに使用者が該当した場合は、ただちに使用許可を取り消し、使用者に対し、対象物等の回収等の措置を要求することができる。取り消しを受けた使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取り消しの日から使用することができない。また、商工振興課は、使用許可の取り消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

- (1) 使用者が本要領に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

15. 商標登録等

使用者は、ロゴマーク及びロゴマークを含む媒体について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

16. 問題への対処

使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合には、速やかに商工振興課に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

17. 本要領の変更







本要領に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、商工振興課が必要な事項を定め、予告なく本要領を改定する。

18. その他

使用に際し、不明な点がある場合は商工振興課と協議の上、決定すること。

本要領は、令和5年9月8日から施行する。

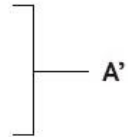
別表

指定色（カラー）					
C		A			
A		B			
B		C			
GOURMET KIKUCHI		A			
A		B		C	
C90 M40 Y100 K0 R0 G120 B61		C70 M10 Y100 K0 R77 G166 B53		C40 M5 Y80 K0 R170 G201 B82	

単色 (モノクロ)



GOURMET
KIKUCHI



A'



C0 M0 Y0 K100
R0 G0 B0

B'



C0 M0 Y0 K85
R76 G73 B72

C'



C0 M0 Y0 K70
R114 G113 B113